

海岸の保全・利用に関する行政評価・監視結果に基づく通知(要旨)

通知先：農林水産省、国土交通省
通知日：平成14年12月2日
実施時期：平成13年8月～14年12月

実施の背景事情

我が国は四方を海に囲まれ入り組んだ複雑な海岸線を有しており、海岸線の延長は約3万5,000キロメートル。海岸の背後地には多くの人口、産業、道路交通網等が集積し、高潮、津波又は浸食から海岸を防護することが必要。このため、海岸保全区域を指定し、海岸保全施設(堤防、護岸、突堤等)の整備・管理が必要

第6次海岸事業五箇年計画の総事業費は、1兆7,700億円

総務省は、昭和62年8月「海岸の保全・利用に関する行政監察」結果に基づき、海岸保全区域の指定及び海岸保全施設の整備の適切な実施、海岸保全施設の管理の的確化等について、海岸法(昭和31年法律第101号)を所管する農林水産省(農村振興局及び水産庁)及び国土交通省(河川局及び港湾局)(以下「海岸所管省庁」という。なお、昭和62年当時の海岸所管省庁は農林水産省、運輸省及び建設省)に対し勧告

この行政評価・監視は、海岸行政の効果的・効率的な実施を推進する観点から、海岸保全区域の管理状況、海岸事業の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

主な通知事項

1 海岸保全区域の指定・管理の的確化

(1) 海岸保全区域の見直し等

- 都道府県知事は、海岸を防護するため海岸保全施設の設置、その他一定の行為を制限又は禁止する必要があると認めるときは、海岸法に基づき、防護すべき海岸に係る一定の区域を海岸保全区域として指定
- 指定された海岸保全区域を適正に管理するため、海岸管理者(都道府県知事、市町村長等)は、海岸保全区域台帳(帳簿及び図面で構成)を調製・保管。海岸保全区域台帳は、海岸保全区域及び海岸保全施設等の現況を把握し得る唯一のものとして海岸保全区域の管理上不可欠

指定に伴い一定の行為制限が課せられることとなるが、指定後において海岸の状況変化に伴い区域の位置又は範囲を現行のままとしておく必要性が乏しくなったにもかかわらず、指定の変更が行われていない例あり(6県7海岸保全区域)。このため、指定の見直しが行われていれば不要となった行為制限許可の申請が行われているものあり。

海岸保全区域台帳が未作成又は調製が不十分な例あり(13都道県271海岸保全区域)。

< 通知要旨 >

海岸保全区域の指定の的確化等を図る観点から、

- 1) 海岸保全区域について、海岸保全区域指定後の海岸や背後地の状況変化に対応

した区域の見直しを行うよう、都道府県に対し技術的助言を行うこと。

(農林水産省及び国土交通省)

- 2) 海岸保全区域台帳の正確かつ迅速な調製を行うよう、海岸管理者に対し、より一層の周知徹底を図ること。

(農林水産省及び国土交通省)

(2) 直轄工事区域に係る管理の的確化

・ 海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものと認められるときは、海岸所管省庁の主務大臣は、あらかじめ当該海岸管理者の意見をきいた上で海岸管理者に代わり工事を施工(以下これを「直轄事業」という。また、直轄事業の実施区域を「直轄工事区域」という。)

・ 海岸保全区域内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて当該海岸保全施設を占用しようとする者、土石の採取、土地の掘削、盛土、切土等の制限行為を行おうとする者は海岸管理者の許可が必要。直轄工事区域においては、主務大臣が、海岸管理者の海岸保全区域内の占用行為及び制限行為の許可を代行するとともに禁止行為に対する監督処分等の権限行為を代行

直轄工事区域の巡視を的確に実施していないため、無許可で工作物が設置されている等不法占用などの例あり(5直轄工事区域27件)。

直轄工事区域の護岸、陸こう等の浸水防護施設の中には、緊急時に閉鎖する陸こうに閉塞板がないもの、陸こうの閉塞板のレール上に石・砂等が堆積しており閉塞に支障が生じているもの、施設の操作管理者が特定されておらず緊急時に適切な対応がとれるか懸念されるものあり(2直轄工事区域8件)。

< 通知要旨 >

直轄工事区域に係る管理の的確化を図る観点から、

- 1) 不法占用を排除するため、工事事務所等における巡視を的確に実施すること。
(国土交通省)
- 2) 緊急時において浸水防護施設の機能を十全に発揮させるため、工事事務所等における施設の巡視及び点検・調査を的確に実施するとともに、浸水防護施設の操作管理者を特定すること。

(農林水産省及び国土交通省)

2 海岸事業の効果的・効率的実施

海岸保全施設の新設又は改良に関する工事は、海岸管理者が行うこととされているが、あらかじめ主務大臣の承認を受けた場合は、国庫補助事業により工事を施工
海岸所管省庁の主務大臣は、工事の規模が著しく大きい場合等には、海岸管理者に代わり直轄事業として施工

直轄事業の中には、整備が計画的に行われていないため、護岸に不連続箇所が生じており、一連としての海岸保全施設の防護効果が発現していない例あり(1事例)。

補助事業の中には、都道府県において所管部局の異なる連続した海岸について、所管部局間の調整が図られていないため、所管部局によって海岸保全施設が整備されているものと整備されていないものがみられ、一連としての海岸保全施設の防護効果が発現していない例あり(3事例)。

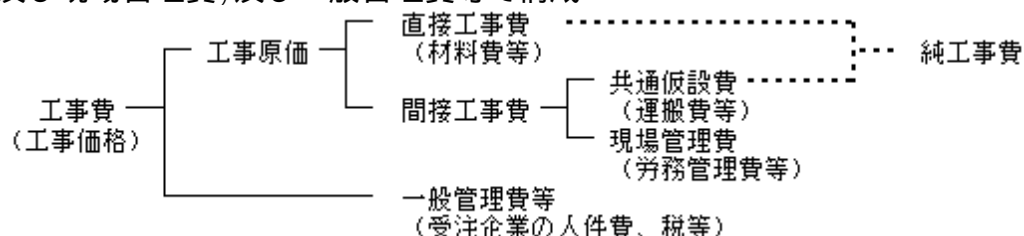
< 通知要旨 >

海岸事業の効果的・効率的な実施を確保し、一連としての海岸保全施設の防護効果を発現させる観点から、

- 1) 直轄事業の実施に当たっては、計画的な整備に努めること。
(国土交通省)
- 2) 補助事業の実施に当たっては、都道府県の海岸所管部局間における協議・調整を十分に行うよう、都道府県に対し技術的助言を行うこと。
(農林水産省及び国土交通省)

3 海岸保全施設整備に係る積算基準の統一化

- ・ 海岸保全施設整備に係る工事費は、直接工事費、間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)及び一般管理費等で構成



- ・ 共通仮設費は、直接工事費等に一定率(共通仮設費率)を乗じるなどして算出
- ・ 現場管理費は、純工事費(直接工事費 + 共通仮設費)に一定率(現場管理費率)を乗じて算出
- ・ 一般管理費等は、工事原価(直接工事費 + 間接工事費)に一定率(一般管理費等率)を乗じて算出

一般管理費等率については、海岸所管省庁すべてが共通の率を用いているのに対し、共通仮設費率及び現場管理費率については、農林水産省(農村振興局)は工種の特性及び工事内容を踏まえ独自の基準を設定しており、水産庁及び国土交通省(河川局及び港湾局)とは異なった率を適用

このため、それぞれの率により共通仮設費及び現場管理費を試算すると、農林水産省(農村振興局)所管の工事に係る工事費における共通仮設費は他の海岸所管省庁に比し低額となる一方、現場管理費は高額に

「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」(平成12年9月1日公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議策定)において、積算の合理化について「公共工事担当省庁等間の連携を深め、積算基準等の統一、明確化、公開、機動性の向上をさらに図る」とこととされているなど、海岸保全施設整備に係る積算基準については、統一化の推進が課題

< 通知要旨 >

海岸保全施設整備に係る工事費積算の合理化を推進する観点から、共通仮設費率及び現場管理費率について、関係省庁で構成する公共土木工事積算連絡調整会議等の場を活用するなどして、統一化について検討すること。

(農林水産省及び国土交通省)